

令和2年2月臨時会

議案説明資料

警察本部

令和2年2月臨時会議案説明資料目次

【予算関係以外】

警察本部

| 報告番号 | 件 名 | 課名等 | 頁 |
|-------|---|-------|---|
| 報告第1号 | 議会の委任による専決処分の報告について | | |
| | (4) 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する 条例（令和2年1月10日専決） | 生活環境課 | 1 |
| | (6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の 決定について（令和2年1月20日専決） | 監 察 課 | 2 |
| | (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の 決定について（令和2年1月21日専決） | 監 察 課 | 3 |
| | (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の 決定について（令和2年1月21日専決） | 監 察 課 | 4 |

| | |
|-----------------|--|
| <p>件名</p> | <p>議会の委任による専決処分の報告について (4) 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (令和2年1月10日専決)</p> |
| <p>提出理由及び概要</p> | <p>1 提出理由 古物営業法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 古物営業の許可証の書換えに係る手数料の徴収について定めた規定中引用する古物営業法の条項を改める。 (2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。</p> |

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(62) 略</p> <p>(63) <u>古物営業法第7条第5項の規定に基づく古物営業の許可証の書換え</u> 1件につき1,500円</p> <p>(63の2)～(70) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(62) 略</p> <p>(63) <u>古物営業法第7条第4項の規定に基づく古物営業の許可証の書換え</u> 1件につき1,500円</p> <p>(63の2)～(70) 略</p> <p>2 略</p> |

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

| | |
|----------|---|
| 件名 | <p>議会の委任による専決処分の報告について (6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年1月20日専決)</p> |
| 提出理由及び概要 | <p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年1月20日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金244,598円を支払うものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和元年8月9日 午後0時40分頃 イ 事故発生場所 鳥取市気高町浜村地内 ウ 事故の状況 鳥取県浜村警察署所属の職員が、生活安全用務のため軽貨物自動車を運転中、路外駐車場から道路に進入しようとした際、前方の注意を怠ったため、先に発進し左折途中で停止した和解の相手方所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額 244,598円 うち、保険支払額214,598円、県費支出額30,000円（うち保険契約による免責額3万円） ・ 県側車両損害額 74,206円 うち、県費支出額74,206円</p> |

| | |
|----------|--|
| 件名 | <p>議会の委任による専決処分の報告について (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年1月21日専決)</p> |
| 提出理由及び概要 | <p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年1月21日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を8割5分とし、県は、人身損害に対する損害賠償金890,729円を支払うものとする。また、和解の相手方は物的損害に対する損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、物的損害に対する損害賠償金を支払わないものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成30年12月20日 午前8時30分頃 イ 事故発生場所 鳥取市国府町町屋地内 ウ 事故の状況 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、地域用務のため軽特種自動車（パトカー）を運転中、交差点を直進する際、右方の安全確認が不十分であったため、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の自転車と衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償額総額 890,729円 人身損害賠償額 890,729円 うち、保険支払額890,729円、県費支出額0円 ・ 物的損害賠償額 0円（相手方が損害賠償請求権を不行使） ・ 県側車両損害額 95,925円 うち、相手方からの賠償額14,389円、県費支出額81,536円 |

| | |
|----------|---|
| 件名 | <p>議会の委任による専決処分の報告について (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年1月21日専決)</p> |
| 提出理由及び概要 | <p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年1月21日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 甲 米子市 個人 乙 境港市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金445,169円を甲に支払うものとする。また、県は、人身損害に対する損害賠償金47,538円を乙に支払うものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和元年5月10日 午後11時25分頃 イ 事故発生場所 米子市富士見町二丁目地内 ウ 事故の状況 鳥取県米子警察署所属の職員が、地域用務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の普通乗用自動車を追跡した際、前方の注意を怠ったため、赤信号により停止した同車両に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額総額 492,707円 物的損害賠償額 445,169円 うち、保険支払額415,169円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円） ・ 人身損害賠償額 47,538円 うち、保険支払額47,538円、県費支出額0円 ・ 県側車両損害額 353,030円 うち、県費支出額353,030円</p> |

